

農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業実施要領

制 定 元食産第 5915 号
令和 2 年 3 月 31 日
農林水産省食料産業局長通知
生産局長通知
水産庁長官通知

最終改正 令和 6 年 3 月 29 日
5 新食第 3041 号
5 農産第 5158 号
5 畜産第 2992 号
5 水推第 1768 号

第 1 通則

本事業の実施については、農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業補助金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 新食第 1991 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第 2 事業実施主体

- 1 交付等要綱別表 1 の事業実施主体の欄の 1 の農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、2 の水産庁長官、3 の農林水産省農産局長及び農林水産省畜産局長が別に定める者は、

民間団体等（民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人等）、複数の民間団体等が本事業のために組織した任意団体（民法上の組合に該当するもの。この場合、本事業を実施すること等について、構成する全ての団体の同意を得た契約書若しくは構成する全ての団体が交わした協定書又は構成する全ての団体間での契約締結書等をあらかじめ作成し、当該団体を代表する機関を定めたものに限る。）及び法人格を有さない団体で事業採択者（交付等要綱別表 1 の事業採択者をいう。以下同じ。）が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）とする。

- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）主たる事務所の定めがあること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （4）各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（交付等要綱第4第1項の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式第1号を併せて事業採択者に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び交付等要綱別表2の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

1 食品産業プラスチック資源循環対策事業

食品産業におけるプラスチック資源循環を促進するため、環境配慮設計による減量化等の取組が消費者等に理解されるよう、環境配慮設計等に関する情報収集や周知活動等の取組を行う。

（補助対象経費）

人件費、賃金、謝金、旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、役務費、消耗品費等

2 漁業における海洋プラスチック資源循環推進事業

漁業・養殖業における海洋プラスチックごみの資源循環を推進するため、複数のモデル地区において、漁業協同組合、漁業従事者、漁業関係団体、地方自治体、関係企業、地域住民による枠組み又はサプライチェーンの構築に向けた取組に対して支援を行う。また、優良事例の全国展開を促進するため、モデル地区の取組を情報発信し、漁獲物の付加価値向上や地域のイメージ向上などの効果を可視化する取組を行う。

（補助対象経費）

人件費、賃金、謝金、旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、役務費、消耗品費等

3 農畜産業プラスチック対策強化事業

農畜産業から排出されるプラスチックの排出抑制及びリサイクル率の向上に向け、農業現場の先進的な取組事例や廃プラスチックのリサイクル技術等に関する調査の支援を行う。

（補助対象経費）

人件費、旅費、通信費、事務機器リース代金、消耗品費等

第4 事業の着手

- （1）事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、別記様式第2号による交付決定前着手届を事業採択者に提出するものとする。

- （2）（1）のただし書の規定により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び補助金の交付が確実となってから着手するものとする。また、事業実施主体は、交付決

定までのあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付等要綱第 6 第 1 項の交付申請書の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」の備考欄に、着手年月日、交付決定前着手届の文書番号等を記載するものとする。

第 5 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和 6 年度末までとする。

第 6 採択基準等

1 採択基準

交付等要綱第 4 第 2 項の農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長又は水産庁長官が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- （１）本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- （２）本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書・収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えているものであること。
- （３）日本国内に所在し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。
- （４）本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- （５）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

2 事業の実施に関する留意事項

人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定するものとする。

第 7 収益納付

- 1 交付等要綱第 23 第 1 項の報告は、当該報告に係る年度の翌年度の 3 月末までにしなければならない。

ただし、事業採択者は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

- 2 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して1年間とする。

ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とし、事業採択者は、特に必要と認める場合にあっては、収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第8 事業効果の調査分析

- 1 事業採択者は、本事業の効果について調査分析を行うため、事業実施主体に対し、本事業の実施に関し必要な報告を求めることができるものとする。その際、事業実施主体は、正当な理由がある場合を除き、当該調査分析に協力するものとする。
- 2 事業採択者は、本事業の効果の調査分析に必要な場合には、関係行政機関又は当該調査分析業務の一部を受託した第三者に対し、本事業の実施に係る情報を提供することができるものとする。
- 3 事業採択者は、2の規定により情報を提供する場合には、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

（事業採択者） 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和〇年度農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業
特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（ 月～ 月）
- 6 構成員

名称	所 在 地	代表者 氏名	大企業・ 中小企業 の別	従 業 員 数	資 本 金	年間販売 額	主 要 事 業	備 考

- 7 設立目的
- 8 事業の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類

- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）並びに総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- (3) その他参考資料

別記様式第2号（第4関係）

番 号
年 月 日

（事業採択者） 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和○年度農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業
交付決定前着手届

農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業実施要領第4
の2の（1）の規定に基づき、下記のとおり条件を了承の上、届け出る。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担することとする。
- 2 交付決定を受けた交付金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととする。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととする。

（注）関係書類として、別添を添付すること。

別添

事業内容	交付決定前に 着手する内容	事業費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理 由